

ふじみ野市立介護予防センター条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(1) センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u></p> <p><u>(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、センターを利用することができないとき。</u></p> <p><u>(3) 利用者が使用料を納付した後、規則で定める日までに利用の取消しの届出を行ったとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 前項の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第3条第2項、第4条第2項、第5条第4号、第6条、第7条、第9条、第10条ただし書、<u>第11条第1号及び第12条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第2項及び第4条第2項中「認める」とあるのは「認め、市長の承認を得た」と、第10条の見出し、同条本文、第11条(見出しを含む。)及び別表備考中「使用料」とあるのは「利用料金」と、<u>第10条ただし書中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理</u></u></p>	<p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。<u>ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 前項の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第3条第2項、第4条第2項、第5条第4号、第6条、第7条、第9条、第10条ただし書、<u>第11条ただし書及び第12条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第2項及び第4条第2項中「認める」とあるのは「認め、市長の承認を得た」と、第10条の見出し、第11条(見出しを含む。)及び別表備考中「使用料」とあるのは「利用料金」と、<u>第10条本文中「使用料」とあるのは「利用料金(以下「利用料金」という。）」と、同条ただし書中「使用料」</u></u></p>

者が定めた利用料金」と、前条中「市長は」とあるのは「指定管理者は、市長の承認を得て」とする。

3 (略)

とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めた利用料金」と、第14条中「市長は」とあるのは「指定管理者は、市長の承認を得て」と読み替えるものとする。

3 (略)